

## トリプルセットポイントで割引規約（カテエネガス for au）

### 第1条（本規約の適用）

KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）及び沖縄セルラー電話株式会社（以下KDDIと併せて「当社」といいます。）はこのトリプルセットポイントで割引規約（カテエネガス for au）（以下「本規約」といいます。）に基づき、第5条の定めに従い、同条第1項に定める本件契約者に対し、トリプルセットポイントで割引（カテエネガス for au）（以下「本施策」といいます。）を実施します。

- 2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、中部電力株式会社（以下「中部電力」といいます。）の定める「ガス基本契約要綱」並びに「カテエネガスプラン1 for au(個別要綱)」、「カテエネガスプラン2 for au(個別要綱)」及び「カテエネガスプラン3 for au(個別要綱)」（以下併せて「個別要綱」といいます。）、a uでんき需給約款、auでんき供給約款（関西電力・KDDI）、a uでんき供給約款（中国電力・KDDI）、a uでんき供給約款（北陸電力・KDDI）、a uでんき供給約款（中部電力・KDDI）及びa uでんき供給約款（東京電力・KDDI）（以下併せて「a uでんき約款」といいます。）、当社のau（LTE）通信サービス契約約款又はau（WIN）通信サービス契約約款並びに当社のカテエネガスプランfor au 立替払いサービス請求規約に定めるところによります。
- 3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本規約の提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとしします。なお、本規約の変更は、変更後の本規約を当社の指定するWEBサイトに掲載することにより行います。
- 4 本規約本文のほか、当社が定める本規約に関する諸規程（当社が別に当社の指定するWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下、「諸規程」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとしします。
- 5 本規約と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとしします。

### 第2条（本規約の内容）

本規約は、カテエネガスプラン for auサービス（中部電力の定める「ガス基本契約要綱」及び「個別要綱」に基づき、当社の顧客向けに提供されるガスの供給及びガス料金の当社による立替払い等のサービスをいいます。以下「ガスサービス」といいます。）の契約者（以下「ガスサービス契約者」といいます。）に適用します。ガスサービス契約者が、ガスサービスに加え、auでんきサービス（auでんき約款に基づき、当社の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとしします。）もご利用の場合に、auサービス（当社の提供するau（LTE）通信サービス及びau（WIN）通信サービスをいいます。以下同じとしします。）の利用状況等に応じ、当社が、お客様のガスサービスに基づくガス料金（以下「本件ガス料金」といいます。）に応じ、本規約及び「ポイントプログラム利用規約」に定めるところに従い、WALLETポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与することをその内容としします。

### 第3条（申込み）

お客さまがガスサービスの申込みを行った際に、同時に、本規約に承諾の上、本ポイントの提供を受けるための契約（以下「本件契約」といいます。）に申込みを行ったものとしします。

### 第4条（契約の成立）

ガスサービス契約が成立した場合、ガスサービス契約者と当社との間で、本件契約も成立するものとしします。なお、1のガスサービス契約につき、1の本件契約が成立するものとしします。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、当社の業務遂行上支障があるとき又はその他当社が不適当と判断したときは、本件契約は成立しないものとします。

#### 第5条（ポイントの付与）

当社は、前条に従って本件契約が成立しており、かつ当社が本ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「判定日」といいます。）において、本件契約者のガスサービスとauでんきサービスに関する料金その他の債務が一括して請求される状態となっている場合には、当社は、第3項以降の各項の定めに従って、カテエネガスプラン for auサービスに係る「ガス基本契約要綱」又は個別要綱に定める算定期間における本件ガス料金に、2%を乗じることにより得られた金額1円に対し1ポイントの本ポイント（以下「本件付与ポイント」といいます。）を付与します。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。また、本件付与ポイントの付与は、本件契約の成立日が属する月の翌月以降に請求する本件ガス料金について行います。

- 2 当社は、判定日において、カテエネガスプランfor au 立替払いサービス請求規約に定めるところに従って本件契約者のガスサービス料金とまとめて利用料金が請求されるauサービス契約が有効な場合、当該auサービス契約者に本件付与ポイントを付与します。
- 3 前項のauサービス契約が有効でない場合も、当該契約者に継続して本件付与ポイントを付与します。
- 4 前二項の定めにかかわらず、2019年6月以前に本施策に従って本件付与ポイントの付与を受けた契約者が、前項で定める契約者と異なる場合は、2019年7月以降も、2019年6月以前の最後に本施策に従って本件付与ポイントの付与を受けた契約者に本件付与ポイントを付与します。
- 5 本件付与ポイントの付与は、原則として、当該ガスサービスに係る料金の請求月の月末までに行います。但し、本件対象額または本件付与ポイントの算定等における特別の事情がある場合には、本件電気料金に係る請求月の翌月以降に本件付与ポイントの付与を行う場合があります。なお、本件付与ポイントの付与时点で、前三項に定める契約者のIDが有効でない場合は、当社は、本ポイントを付与しないものとし、当該付与に係る当社の債務は消滅するものとします。

#### 第6条（本件付与ポイントの減算等）

当社は、本件契約者が、ガスサービスに基づき当社が請求する金額又は当社のサービスその他のサービスに係る料金の全部又は一部を支払わなかった場合、既に付与した本件付与ポイント数に相当するポイントを減算することができるものとします。

#### 第7条（本件契約の終了）

本件契約者は、当社が別に定める方法で当社に申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。

- 2 前項に定める他、本件契約者のガスサービス契約が終了したときに、本件契約は自動的に終了するものとします。ただし、そのガスサービス契約の請求が行われている月については、本ポイントの付与を行います。
- 3 前二項の規定にかかわらず、当社は、本件契約者が第9条に違反した場合には、直ちに本件契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、その解除日が属する月をもって、対象契約者回線の契約者に対する本件付与ポイントの付与を終了します。

#### 第8条（損害賠償）

当社は、本件契約者に生じた損害について、当該損害の発生月に付与された本件付与ポイント相当の金額を

上限として当該損害を賠償するものとします。但し、当社の故意又は重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

#### 第9条（権利義務の譲渡禁止）

本件契約者は、予め当社の書面による承諾を得た場合を除き、本件契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならないものとします。

#### 第10条（顧客情報の取扱い）

当社は、本規約の実施に関して取得した本件契約者及び本件契約者の同居の家族に係る情報について、本規約の実施に必要な範囲で利用する他、当社が別に公開する個人情報取扱共通規約及びプライバシーポリシーに従って取り扱います。

#### 第11条（管轄裁判所）

本規約に関する一切の係争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附則

1. 実施日

本規約は、2018年6月1日より施行します。

附則

1. 実施日

本改定規約は、2018年9月3日より施行します。

附則

1. 実施日

本改定規約は、2019年2月21日より施行します。

附則

1. 実施日

本改定規約は、2019年6月24日より施行します。

以上